

第48回 「ちょこっと勉強会」

(質問)

・コロナ感染対応にて、対面で行うことにリスクが生じると考えますがいかがでしょうか？
もし実施するのであればオンラインなど行う予定はありますか？

懸念されるとおり、今までのように事業所を訪問する方法では、会議室がある事業所ばかりではないので、感染リスクがあると思います。現時点で考えているのは、十分な広さの会議室を市役所で押さえ、密にならないように開催する方法です。ただし、今後の感染拡大状況など、必要に応じて、オンラインでの開催も検討します。

・今般の法改正で、ケアプランの記載が変わり戸惑うことが多く、3表の1日の流れや月の予定など聞き取りできない点の対応や、どこまでの記載が求められているのか教えてほしい。

第3表の「主な日常生活上の活動」は、利用者の日常的な生活リズムを把握する目的があります。最初から全てを把握することが難しいこともあると思うので、本人や家族、サービス事業所などからの聞き取りで知った情報を徐々に埋めてもらえれば構いません。

・緊急でサービス利用となった場合、プラン作成が後になってしまうことがありますが、同意署名をもらう日付はさかのぼってもらう方がよいのでしょうか？

緊急でサービスを利用するときには、「関係各所に連絡を取ってサービスの調整をした」など支援経過に記録される出来事があると思いますし、同意署名の日付が前後している経緯が記録から確認できればよいので、日付を遡る必要はないと考えます。

・サービス担当者会議をコロナ禍で開催できない場合が多いですが、ベストな記録の残し方を教えてほしい。

サービス担当者会議は、利用者の課題抽出をして支援に繋げることを話し合うための場所です。対面以外に書面での開催も認められていますので、積極的に情報収集をして、その結果を残してください。

・第1表「～意向を踏まえた課題分析の結果」はどう書けばいい？

今まで同様に「意向」を記載し、それに対して、ケアマネからの現状の見立てや支援が必要な点、課題などを簡単にまとめたものを記載してください。

(「ちょっと勉強会」アンケートから追加の質問)

- ・2表のニーズの順番について重要度順は考えなくてもよいか？

原則として、優先度合いが高いものから順に記載してください。

(参照：介護保険最新情報 vol.958 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について)

・地域ケア会議でのケース検討とケアプラン点検の位置付けの違いは何ですか？また、点検されるケース選択について、事前に何らかの条件(要介護xの方・サービス種類が1種類のみ)のケース・限度額オーバーのケース等の提示があって条件のあったケースを提出されているのか、ケアマネジャーが自分の問題意識で選択するのか、の点が気になりました。

まず、ケアプラン点検は、地域ケア会議のように、個別の事例について検討することが目的ではありません。ケアプランについて質問を通じて確認をしていく中で、提出された事例の「振り返り」や「新たな気づき」のきっかけとなり、次回からのケアプラン作成に生かしてもらえるよう支援していきます。

また、現在は、提出いただくケアプランの条件は定めていません。ですが、今後、ケアプラン点検事業を継続していくにあたり、条件の提示を含め、支援方法を変更する可能性もあると思っています。変更をする際には、通知にてお知らせさせていただきます。

- ・要支援のプランはチェック対象になりますか？目標の期間の定めについて長期＝有効期間、短期を6か月～1年としているプランもあるようですが、それは可能ですか？

居宅介護支援事業所を順に訪問している現段階では、要介護のケアプランを対象とすることが適切だと考えています。

また、目標の期間については、一律的に、どのくらいが良いとは言えませんが、長期目標は認定の有効期間を考慮し、個々の解決すべき課題に対応して設定し、短期目標は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応するような期間の設定をお願いします。どちらも、十分なアセスメントを行った上で判断・決定してください。

(参照：介護保険最新情報 vol.958 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について)